

運 営 規 程

社 会 福 祉 法 人 瑞 邦 会

ケ ア ハ ウ ス 鳥 の 里

軽費老人ホーム「鳥の里」運営規程

（目的）

第1条 この規程は、当施設の管理運営について必要な事項を定め、業務の適正かつ円滑な執行と人福祉の理念に基づき、入居者の生活の安定並びに生活の充実を図ることを目的とする。

（基本方針）

第2条 当施設の管理運営については、ケアハウスが居宅であることを踏まえつつ、高齢者の特性を配慮した住みよい住居を提供し、入居者の自主性の尊重を基本として、入居者が明るく、心豊かに生活できるよう、配慮していくものとする。

（定員）

第3条 当施設の定員は15名とする。

（利用資格）

第4条 年齢は原則として60歳以上であること。

- 2 自炊が出来ない程度の身体機能の低下等が認められ、または高齢等のため独立して生活するには不安が認められる者で、家族による援助を受けることが困難な者。
- 3 伝染病疾患及び精神的疾患等を有せず、かつ問題行動を伴わない者で共同生活に適應できる者。
- 4 各種サービスを利用することにより、自立した日常生活を送れる者。
- 5 生活費に充てることができる資産、所得、仕送り等があり、所定の利用料が負担できる者。

（従業者の職種、員数及び職務内容）

第5条 施設は、国の定める「軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準」に示された法定の従業者を含み、従業者の職種、員数及び職務内容を次の通りとする。

（1）施設長 1名（兼務）

軽費老人ホームの職員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。また、職員に対して必要な指揮命令を行う。

（2）生活相談員 1名以上（専従）

入居者からの相談に応ずるとともに、適切な助言及び必要な支援を

行う。また、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携を図る。

- (3) 介護職員 1名以上（専従）

入居者に対して必要な支援を行う。

- (4) 栄養士 1名（兼務）

食事の献立表作成、栄養計算、入居者に対する栄養指導を行う。

- (5) 事務員 1名（兼務）

会計及び総務業務に従事する。

- (6) 調理員 1名以上（専従）

調理業務に従事する。

2 前項の他、必要に応じその他の職員を置くことができる。

（入居）

第6条 入居を希望する者は、次に掲げる書類を施設長に提出しなければならない。

- (1) 入居申込書

- (2) 住民票

- (3) 所得証明書

- (4) 身元保証人届

- (5) 健康診断書

- 2 施設長は、入居申込者の入居の可否について判断し、入居の申込があった日から面接を設定し面接終了後10日以内に入居の可否について連絡するものとする。

- 3 入居にあたっては、入居申込者及び身元保証人が連携して、施設長と入居契約を取り交わすものとし、また、契約書に付随して、運営規程についても詳細を入居申込者に説明するものとする。

（利用料）

第7条 入居者は、利用料として次に掲げる月額利用料を、翌月末日までに支払うものとする。

- (1) サービスの提供に関する費用（都道府県知事が定める額）

- (2) 生活費（食材料費及び共用部分に係る光熱水費とする）

- (3) 居住に関する費用（前号の光熱水費及び次号の費用を除く）

- (4) 居住に係る光熱水費

- (5) 入居者が選定する特別なサービスの提供を行ったことに伴い必要となる費用

- (6) 前各号に掲げる者のほか、施設において提供される便宜のうち日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、入居者に負担させることが適当

と認められるもの

- 2 入居又は退去に伴って、1 ヶ月に満たない期間の利用料は、日割り計算によって精算するものとする。
- 3 利用料の支払い方法は、基本的に口座振込みの支払いとする。
- 4 事務費の軽減を希望する者は、入居時及び翌年度以降 1 回、入居者自身の収入等に関する挙証資料を添付し、施設長に対して申請を行うものとする。

（専用居室）

第 8 条 居室の清掃、日常的な維持管理は入居者が行うものとする。また、居室のゴミ・廃棄物については、入居者が定められた場所まで運搬することを原則とする。

- 2 居室において、火気類の使用は安全管理面から禁止とする。

（共用施設・設備）

第 9 条 共用施設・設備の利用時間などは、施設長が運営懇談会との間で協議して決定するものとする。

- 2 入居者は、共用施設・設備等、専用居室以外の定められた場所に私物を置いてはならない。
- 3 共用施設・設備等の清掃、維持管理は施設職員が行う。

（相談、助言）

第 10 条 施設職員は、入居者から生活全般の諸問題について相談を受けた場合は、誠意をもって対応し、適切な助言を行う。また、必要に応じて各種サービス等との十分な連携を図りその有効な利用について積極的な援助を行うものとする。

（食事の提供）

第 11 条 施設は入居者に対して毎日、栄養士による栄養バランスを考慮した、高齢者の健康に配慮した食事を 3 食提供するものとする。

- 2 予め欠食する旨の連絡があった場合は、食事を提供しなくてもよいものとする。

（入浴準備）

第 12 条 施設職員は利用者が定められた時間帯に入浴ができるよう準備をするものとする。ただし、毎週水曜日は、浴槽清掃・乾燥のため、入浴を休みとする。

- 2 入浴に際しては、他の入居者も利用することを考え清潔の維持に留意すること。
- 3 入居者は、伝染性の疾患等の疑いがある場合は、速やかに職員に相談し、その指示に従うものとする。

(緊急時の対応)

- 第 13 条 入居者は、身体状況の急激な変化等で緊急に職員の対応を必要とする状態になった場合には、昼夜を問わず職員の対応を求めることができるものとする。
- 2 職員は、入居者から緊急の対応の要請があった時は、速やかに適切な対応を行う。
 - 3 入居者が、予め近親者等緊急連絡先を届けている場合は、医療機関への連絡とともに、その緊急連絡先へも速やかに連絡を行う。

(在宅サービス等の利用)

- 第 14 条 施設は、入居者が身体状況の変化等によって日常生活上の援助を必要とする状態になった場合は、デイサービスやホームヘルパー等の在宅サービスを利用できるよう、ケアマネージャーとの連携のもと必要な対応を行うものとする。
- 2 前項の場合、あくまで入居者自身の判断で行うものとし、施設は利用についての責任を負わない。
 - 3 第 1 項に伴う費用は、利用者の負担とする。

(自主活動への協力)

- 第 15 条 入居者は、施設の共同設備を使って自由に趣味教養活動や自主的なクラブ活動、行事等を行うことができるものとする。
- 2 前項の場合、必要な費用は参加者の負担とする。
 - 3 第 1 項に関して、施設職員は、自主活動の主旨を損なわない範囲で助言や援助を行うことができる。

(保健衛生)

- 第 16 条 入居者の健康を保持するために、定期的に健康診断を受けるよう必要な指導援助を行うものとする。
- 2 入居者の健康維持にあたり、高齢者特有の疾病防止に努めるものとする。
 - 3 入居者に対し随時保険衛生知識の普及、指導を行うものとする。

(外泊)

- 第 17 条 入居者が外泊するときは、事前に外泊先及び帰着予定等を施設長に届け出するものとする。

(部外者の利用)

- 第 18 条 外来者を宿泊させるときは、予め施設長に届け出するものとする。
- 2 疾病等による看護または介護が必要になったために、近親者等を居室に宿泊させる場合は、施設長に届け出るものとし、施設長と入居者が相談の上で

その期間を定める。

(災害、非常時への対応)

第 19 条 災害、地震、風水害等の災害に備えて、具体的な防災計画、避難計画等をたて入居者も参加した訓練を年 3 回（夜間を想定した訓練を含む）以上実施するものとする。

- 2 入居者は健康上または防災等の緊急事態の発生に気付いたときは、最も適切な方法で施設職員まで事態の発生を知らせる。

(政治、宗教活動の禁止)

第 20 条 当施設は、一歳の政治活動及び宗教活動をしてはならない。

入居者専用居室以外場で、一歳の政治的活動及び宗教活動をしてはならない。
また、他の入居者にそれらの活動への参加を強要してはならない。

(退所)

第 21 条 入居者が退居しようとするときは、1 ヶ月前までに施設長に届け出なければならない。

- 2 施設長の許可を得て行った部屋の模様替えなどについて、退所時に原状に復するものとする。この時の必要な入居者が負担するものとする。

(入居者懇談会)

第 22 条 ケアハウス入居者契約第 4 条（懇談会）に基づき入居者懇談会を設置するものとする。

- 2 懇談会の設置、運営については、別に定める鳥の里懇談会細則によるものとする。

(虐待の防止の措置に関する事項)

第 23 条 虐待の発生又は再発を防止するため、以下の措置を講じる。

- (1) 権利擁護委員会を設置し、定期的を開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
 - (3) 従業者に対して、虐待の防止のための研修を定期的を開催するために研修計画を定める。
 - (4) 虐待の防止のための措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、市町村へ報告するとともに、再発防止策を講じる。

(補則)

第24条 この規程を改正または廃止しようとするときは、理事会の議決を経るものとする。

付則

この規程は、平成22年 3月24日から施行する。

この規程は、平成23年12月18日から改訂施行する。

この規程は、平成27年10月19日から改訂施行する。

この規程は、令和 6年 2月 1日から改正施行する。

2 本規定の施行に伴い、「ケアハウス管理規定」は廃止する。